

東海教育オーディオロジー研究協議会会則（案）

- 1 名称 本会を東海教育オーディオロジー研究協議会と称する。
- 2 目的 本会は、聴覚障害児教育における聴覚管理や補聴器のフィッティング、聴覚学習などの教育活動を「教育オーディオロジー(聴能学)」として確立し発展させることを目的とする。
- 3 活動 本会は前項の目的を達成するため、東海地区の教育機関が連携して研修、研究を行う。その内容は、講演会、講習会、懇談会、情報交換会、見学会等とする。
- 4 会員 本会は、本会の活動趣旨に賛同する者を以て組織する。
- 5 運営
 - 1) 本会は、本会の趣旨に賛同する会員によって組織され、東海地区聾学校長会及び東海地区の聾学校、難聴学級、通級指導教室などの理解と協力を得ながら進めていく。
 - 2) 本会に次の役員をおく。
会長 1名
会長は、東海地区聾学校長会より選出する。
 - 3) 本会には事務局を組織し、事務局会議での協議に基づいて運営を行う。事務局員は、定数をもうけない。また、任期は1年とし、再任を妨げない。事務局員より以下の代表委員を選出し、本会の運営にあたる。
① 事務局代表：1名
② 事務局次長：2名
③ 会計：若干名
④ 委員 聾学校：各1名
通級指導教室・特別支援学級：若干名
※ 関係機関の専門家をオブザーバーとして迎える。
 - 4) **本会の経理の監査のために、監査を1名おく。事務局員はこれを兼ねることができない。**
- 6 役員 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
- 7 事務局 本会の事務局は、事務局員で構成し、「総会」で承認を得て決定する。
- 8 会費 本会の年会費は、1,000円とする。

- 附則
- 1) 本会則は、平成16年2月7日より施行する。
 - 2) 平成16年7月24日一部改訂
 - 3) 平成22年8月8日一部改訂
 - 4) 平成23年8月7日一部改訂